Arida Information

～有田市からのおしらせ～

人口・世帯数
【平成30年5月1日現在】

人口28,548人（前月比-36人）
男　13,590人　女　14,958人
世帯数　11,830戸

おしらせ

平成30年春の叙勲・第30回危険業務従事者叙勲受章者

本市から次の方々が受章されました。

瑞宝単光章（消防功労）
鍵野（かぎの）　昌彦（まさひこ）　氏

旭日双光章（地方自治功労）
澤崎（さわさき）　國昭（くにあき）　氏

瑞宝双光章（教育功労）
富山（とやま）　巖（いわお）　氏

瑞宝双光章（消防功労）
橋本（はしもと）　訓祐（にすけ）　氏

〈五十音順〉

あなたの健康づくりのために！

実施日	健診場所	申込締切日
7月18日(水)	糸我公民館	7月5日(木)
7月24日(火)	福祉館なごみ	7月11日(水)
7月31日(火)	辰ケ浜ふれあいセンター	7月19日(木)

受付時間　8時～9時

※すべて無料です。
※事前に予約が必要です。電話にてお申込みください。

■特定健診

対象者　40～74歳の国保加入者

内容　問診・診察・身体測定・血圧測定・尿検査・心電図・血液検査

■がん検診

対象者　がん検診無料受診券をご確認ください。

※がん検診無料受診券は、対象の方に4月末に発送しています。

検診種別　胃がん・大腸がん・胸部・乳がん・肝炎ウイルス

問　健康課（内線343）
保健センター　TEL82－3223

後期高齢者医療保険1日ドック助成制度

受付期間　7月2日(月)～10月31日(水)

受診期間　7月～平成31年2月

必要なもの　後期高齢者医療被保険者証・印鑑

対象

・後期高齢者医療保険に加入している方で、有田市に住民登録がある方。
・後期高齢者医療保険料の滞納がない方。
・今年度に特定健診及び和歌山県後期高齢者医療広域連合が実施する健康診査を受診していない方。

注意事項

・前年度に脳ドックの助成を受けられた方は、今年度は脳ドックの助成を受けられませんので、ご注意ください。
・脳外科で診療を受けている方、体内にペースメーカーや金属を入れている方は脳ドックの受診はできません。
・定員になり次第、受付を締め切ります。

検診名	受診機関	自己負担額
人間ドック	有田市立病院	6,000
	桜ヶ丘病院	6,000
脳ドック	有田市立病院	10,000
	国保日高総合病院	8,600

申・問　健康課（内線343）

国民年金について

■平成30年度年金額

公的年金の年金額は今年度、次のとおりです。

◎老齢基礎年金（満額支給の場合）、遺族基礎年金、障害基礎年金2級　779,300円
◎障害基礎年金1級　974,125円

■年金を受給されている方が死亡されたとき

○未支給年金の請求について

年金は死亡した月分まで支払われます。死亡した方に支払われるべき年金があるとき、生計を同じくしていた遺族の方に支払われます。

添付書類等

①年金証書（亡失の場合添付できない理由）
②死亡の事実を明らかにできる書類。請求者の住民票・戸籍謄本（抄本）等
③その他認め印・請求者の預金通帳（現物）
④世帯が別の時は生計同一証明

■死亡一時金について

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある被保険者が、老齢・障害基礎年金のいずれも受けないまま死亡したとき、死亡者と生計を同一にしていた遺族に支給されます。

ただし、その方の死亡により遺族基礎年金を受けられる遺族がいる場合には支給されません。

死亡一時金の額は、保険料を納めた月数に応じて決まっています。（12万円～32万円）なお、付加保険料を納めた期間が36月以上ある場合は、さらに8,500円が加算されます。

※死亡から2年経過すると、請求が時効になりますのでご注意ください。

問　和歌山西年金事務所
TEL073－447－1660
健康課（内線516）

平成30年度市県民税・普通徴収（1期）納期限は7月2日(月)です。

児童手当現況届の提出を忘れずに

現在手当を受給している方は、毎年6月に『現況届』を提出する必要があります。これは、養育の状況など、手当を引き続き受けられる資格があるかどうかを確認するための大切な手続きですので、忘れずに行ってください。この届の提出がなければ、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

児童手当額

中学校卒業までの児童を養育している方に下記の児童手当を支給しています。

※第3子以降とは高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

所得制限限度額以上の方については、児童1人あたりの支給額が月額5,000円となります。

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円

扶養親族の数	所得額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円

※1名増加するごとに限度額に38万円加算
※扶養者に老人扶養の人数を含む場合は、1名につき6万円加算

問　福祉課（内線283）

個人番号カード受取のための休日開庁

個人番号カードの申請をされた方で、お渡しが可能となった方に対して、交付通知書（はがき）を送付しています。交付通知書が届いた方は、市民課窓口で個人番号カードの受取ができます。

開庁時に受け取ることができない方のために、次の日程で市役所を開庁しますので、ぜひご利用ください。

日時　6月24日（日）8時30分～正午

持参するもの　①交付通知書（はがき）
②個人番号の通知カード
③住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
④本人確認書類

●顔写真付きの証明書1点（例：運転免許証・障害者手帳・在留カード等）
●顔写真付きの証明書をお持ちでない場合は、顔写真が付いていない証明書2点（例：健康保険の被保険者証・介護保険の被保険者証・各種年金証書・社員証・学生証等）

※15歳未満の方の受取時は、本人と法定代理人の来庁及び本人確認書類の持参が必要です。詳しくはお問合せください。
※ご不在等のため受け取ることができなかった方の個人番号の通知カードについても、個人番号カードの受取と同じ日時で、休日の受取ができます。詳しくはお問合せください。
※当日は住所の変更手続きや証明書等の発行はできません。

問　市民課（内線241）

65歳以上の方の介護保険料が変わります

第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料は、3年に一度見直すもので、平成30年度から32年度までの介護保険料を左の表のとおり改定しました。

今回の改定は、要介護（要支援）認定者の増加に伴う介護保険サービス費用の増加や、第1号被保険者の負担割合変更などが影響していますが、介護給付費準備基金の取り崩しにより保険料上昇を抑制しています。

なお、第1号被保険者の皆様には、7月中旬に保険料額決定（納入）通知を送付させていただく予定です。

問　高齢介護課（内線344）

段階	対象者		割合	保険料（年額）
第1段階	生活保護を受給している方		基準額×0.45	34,560
	市民税非課税世帯	老齢福祉年金を受給している方 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方		
第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超えて120万円以下の方	基準額×0.75	57,600
第3段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超える方	基準額×0.75	57,600
第4段階	市民税課税世帯	市民税本人非課税 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	69,120
第5段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額	76,800
第6段階		市民税本人課税 合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	92,160
第7段階		合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.30	99,840
第8段階		合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.50	115,200
第9段階		合計所得金額が300万円以上の方	基準額×1.70	130,560

三世代定住等支援事業

市内で三世代が定住することを促進するため、こども世帯が市内の親世帯と同居または近居するために市内で住宅を取得する場合、その費用の2分の1（上限20万円）について助成を行っています。

詳細につきましては、市ホームページをご覧ください。

※4月1日より要件の緩和をおこないました。

問　経営企画課（内線323）